

市会議第 1 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 4 月 2 5 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 寺田 一博

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

(委員の出席の特例)

第 1 1 条の 2 委員長は、委員について、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「情報通信技術を利用する方法」という。）による委員会への出席を許可することができる。

2 情報通信技術を利用する方法による委員会への出席に関し必要な事項は、議長が定める。

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 1 条の 2 第 1 項の規定により委員会の出席委員に情報通信技術を利用する方法により出席する委員がいるときは、当該委員会を秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

提案理由

委員について、情報通信技術を利用する方法による委員会への出席を可能とするため、規定を整備する必要があるので提案する。